

浜北区行政推進会議の組織及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市区における総合行政の推進に関する規則(平成19年浜松市規則第33号)第10条第4項の規定に基づき、浜北区行政推進会議(以下「推進会議」という。)の組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、浜北区役所(以下「区役所」という。)内部及び区役所と浜北区内の事業所等との間の協議及び連絡調整を行うため、次に掲げる事項について、協議、報告、連絡等を行う。

- (1) 浜北区の重要な施策の決定、変更、廃止等に関する事項
- (2) 浜北区の区域内において事業所等が行う事務事業の計画、実施等に関する事項。ただし、軽微なものを除く。
- (3) 市の重要施策(前2号に掲げるものを除く。)で区役所及び浜北区内の事業所等の職員に周知を図る必要がある事項
- (4) その他浜北区長(以下「区長」という。)が必要であると認める事項

(組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。
2 区長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を推進会議に出席させるものとする。

(議長及び副議長)

第4条 推進会議に議長及び副議長を置く。

- 2 議長は区長とし、副議長は浜北区副区長とする。
- 3 議長は、会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、定例会及び臨時会とし、区長が招集する。

- 2 定例会は、毎週火曜日に開催する。ただし、区長が必要であると認めるときは、これを変更し、又は中止するものとする。
- 3 臨時会は、区長が必要の都度招集する。

4 区長は、会議の議事が軽易な報告又は事務連絡に係るものである場合は、資料の回覧をもって会議の開催に代えることができる。

(付議手続)

第6条 別表に掲げる者は、推進会議に付議すべき事項があるときは、開催日の属する週の前の週の水曜日までに、区振興課へ関係書類、資料等を提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合の提出期限については、この限りでない。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、区振興課において処理する。

(細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

区長
副区長
区振興課長
区民生活課長
まちづくり推進課長
社会福祉課長
長寿保険課長
健康づくり課長
保健所浜北支所長
浜北環境事業所長
北部都市整備事務所長
東・浜北土木整備事務所長
北部住宅管理事務所長
浜北消防署長
農地利用課 浜北農地利用グループ長